

Tシャツイラストの類似は著作権侵害か？



模擬裁判

ファッションブランド・Tシャツイラスト事件

大手アパレル会社のオリジナルTシャツは、
イラストレーターの制作したTシャツの類似作品だった・・・！？
Tシャツのイラストは著作物に当たるのか・・・??

主催 知的財産法藤田ゼミナール第7期生

目次

1. 目次	p2
2. あらすじ	p3
3. キャスト・スタッフ紹介	p4
4. 会場の説明	p5
5. 事案の概要・争点	p6
6. 訴状	p10
7. 証拠一覧	p16
8. 用語集	p30
9. 関連裁判例	p32
10. 判決(全文)	p43
11. 判決要旨	p52
12. 担当教員より	p56

Tシャツのイラストは著作物？

あらすじ

昨年9月、人気急上昇中のファッションイラストレーターである西川世名は、自身のブランド「*Flèche de lapin*」で秋の新作デザインとして自身の作品のイラストを付したTシャツをホームページで発表、発売していた。

その約1か月後、若者向けファッションブランド業界では有名な大手アパレルメーカーの株式会社 Theta(シータ)も秋の新作商品として自社オリジナルデザインのイラストが付してある商品を発売し始めた。

そして、同じ頃、SNSでショップマニアというネット上の氏名不詳者から、〈この2つの商品は類似しており、盗作なのではないか？〉という内容の投稿がされた。Thetaはその投稿に会社の公式アカウントからをリツイートし、西川との関係と盗作疑惑を否定したが、実はこの元のツイートは西川のHP画像の無断転載だったことがわかった。

これを受け、西川はイラストの盗用と写真画像の拡散が、著作権侵害

であるとして株式会社 Theta を訴えた！

Cast & Staff 紹介

原告 サイド



原告
西川世名
(西田 龍太郎)



原告側証人
藤岡蓮
(大木 健瑠)

原告側訴訟代理人弁護士(原告団)
秀島 加姫(主任) 甲佐 あまね
鈴木 拓道 高久 圭悟

被告 サイド



被告
遠山拓
(遠山 拓)



被告側証人
煌嬉ひかる
(小林 航汰)

被告側訴訟代理人弁護士(被告団)
岩永 飛鳥(主任) 勇 早希子
倉田 真弥 塩月 諒太
中田 大空

裁判所
裁判長:久住 愛美
裁判官:木口 柚葉
岡本 花帆
事務官:神谷 脩輔

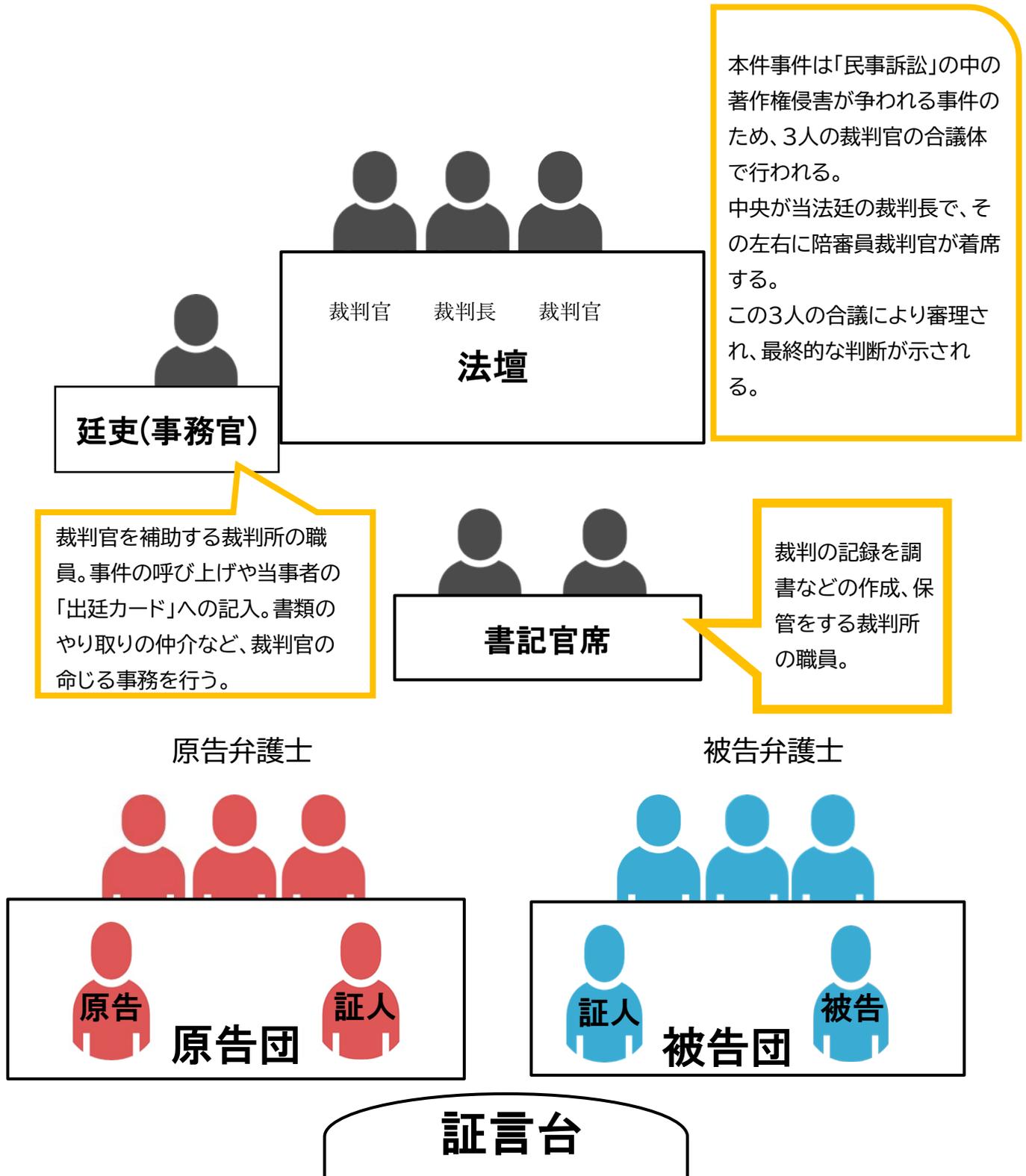
司会・ナレーション:植松 新世朗
川浦 千尋

4

PP・シナリオ担当: 山下 慶将

会場の説明

※通常の法廷は、以下のような構成になっています。



事案の概要

本件事件には大きな争点が3つ存在します。その3つの争点について、原告被告それぞれの主張のうち、どちらの主張が裁判所に認められるかについて当法廷で審理されます。

争点

- ① 原告イラストの**著作物性**
- ② 被告イラストは原告イラストを**複製又は翻案したものか**
- ③ **リツイート行為**と著作権侵害(**公衆送信権と氏名表示権(著作者人格権)**)の成否)

【主要登場人物】



原告:西川 世名 (ニカワ セ)

訴えを提起した人物。人気急上昇中のファッションイラストレーター。美術大学を卒業後、ゲーム会社に就職したが、2019年に独立し本格的にイラストレーターとしての活動を始める。本件の被告のイラストに対し、自身のイラストと類似しているとして著作権侵害を訴えている。



原告証人:藤岡 蓮 (フジカ い)

ファッションジャーナリストで35歳という若さで若者に人気のファッション雑誌『Bitter&Sweet』の編集部編集長に抜擢された敏腕編集長。雑誌で原告のデザインの特集記事を組むなど、原告が人気急上昇になるきっかけをつくった人物。原告の西川とは、何やら古くからの付き合いを匂わせる発言が……。ファッション業界に詳しい人気雑誌の編集長としての立場から本件の証言を行なう。



被告:(株)theata 第2デザイン企画部・部長 遠山 拓 (トオヤマ ヒロム)

訴えられたアパレル企業。会社はアパレル・雑貨等の製造販売及びインターネット・ショッピングモール等の事業を行なっている。2020年には創業20周年を迎えており、翌年インターネット・ショッピングモールのリニューアルも行っている。原告の著作権侵害の主張に対し、否認している。



被告証人:煌喜 ひかる (かが びか)

(株)theataの依頼を受けて、被告イラストのデザイン制作したフリーのイラストレーター。美術大学を中退後、主に企業からの依頼を受けてイラストを制作するの仕事をこなす。被告(株)theataとは、社員ではなく、契約デザイナーの立場にある。被告イラストデザインの担当者の立場から本件の証言を行なう。

争点①

原告イラストの著作物性



西川(原告)

本件原告イラストは
美術の著作物であると主張

原告イラストはありふれた表
現, OR 応用美術であると主張



(株)theata デザイン企画部長(被告)

ファッション業界に詳しい
編集者の立場から支持

【ポイント】

- ・原告イラストに**著作物性**はあるのか
→イラストの創作性
- ・Tシャツに付されたイラストは保護の対象の
著作物になるのか
→「**純粋美術**」? 「**応用美術**」?



藤岡(原告側証人)

応用美術

:美的鑑賞性で成立する「**純粋美術**」に対して, 実用性や機能性を併せて持った美術

著作権法2条2項「この法律にいう「**美術の著作物**」には、**美術工芸品を含むものとする。**」

→この美術工芸品は「**美術の著作物**」の例示規定であり、実用性も兼ね備えた美的創作物(**応用美術**)も著作権法の保護の対象となる(2014「TRIPP TRAPP 事件判決」)

※ただし、保護の対象となるのは「**個性の発揮**」された法1条1項1号の「**著作物**」と判断された場合

争点②

被告イラストは原告イラストを複製または翻案したもののか



被告イラストは原告イラストの模倣である(複製又は翻案成立)

被告イラストは会社で独自に創作したイラストである



【ポイント】

- ・被告イラストは原告イラストに「**依拠**」しているか
- ・原告イラストの**本質的特徴**が表れているか
 - 原告イラストと被告イラストの類似点
 - 原告イラストと被告イラストの相違点

イラスト製作者の立場から支持持

複製権(法21条)「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」

→既存の著作物に**依拠**し、その内容が同一性又は**実質的に同一性**を有しているもの。

翻案権(法27条)「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」

→既存の著作物に**依拠**しその**本質的特徴を有したまま**つくられた別の著作物。

⇒既存の著作物への**依拠性**、**類似性**が問われる。

※**依拠性**:著作権侵害の成立要件の一つ。被告側は原告イラストの存在を知っていて、アクセスする機会があり、あえて原告イラストの表現方法を真似たかどうか。

※**本質的特徴の直接感得**:被告イラストは操著作物と原告著作物を比較したときの類似点の程度や相違点の程度、創作性の精度等を検討する。



争点③

リツイート行為と著作権侵害

(公衆送信権(財産権)と氏名表示権(著作者人格権)の成否)



原告の事務所写真を無断転載したツイートをリツイートしたことは公衆送信権と氏名表示権の侵害にあたる



リツイートは公衆送信権侵害の主体ではないため、侵害行為にはあたらない。
氏名表示権はツイッターの仕様であり、クリックすれば氏名表示が見れるようになっている。

【ポイント】

- ・無断転載ツイートのリツイートは公衆送信権侵害にあたるか
- ・ツイッターの仕様によって氏名表示が消えた場合は、氏名表示権侵害にあたるか

公衆送信権:著作権法23条1項

「著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。」

氏名表示権:法19条1項

「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。」

訴 状

令和 3年5月30日

日本大学法学部 神田三崎町地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 秀島 加姫 印
同 甲佐 あまね 印
同 鈴木 拓道 印
同 高久 圭悟 印

当事者の表示

〒107-0062 東京都港区南青山 15 番 1 号
原 告 西川 世名
〒106-0047 東京都港区南麻布三丁目26番6号秀島法律事務所(送達場所)
電 話 03 (123) 4567
F A X 03 (123) 8910
上記原告訴訟代理人弁護士 秀島 加姫
〒150-9999 東京都渋谷区神宮前金時ビル 5 0 1
被 告 株式会社 theta
上記代表者代表取締役 倉田 英弥

著作権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 円

貼用印紙額 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載のイラストを複製並びに翻案又は公衆送信してはならない。
- 2 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載イラストを使用した別紙「被告Tシャツ目録」記載の商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「写真の著作物目録」記載の写真に関する画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 4 被告は、原告に対し、金500万円および本件訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

- 5 被告は、(住所は省略)所在の日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国 版朝刊に、別紙謝罪広告目録記載 1 の謝罪広告文を同目録 2 の掲載条件により一回掲載せよ。
 - 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに上記 1 項ないし 4 項についての仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第 1 当事者

1 原告

原告は、私立颯鼠(ムササビ)美術大学を卒業後、いったんゲーム制作会社(株)アルデバランに入社したものの、後に退社して、2019年から本格的にイラストデザイナーとして活動している。原告の主な受賞歴として、“JFIA Illustration Award 2018”銀賞の称号がある。翌年2019年にアトラスを退社し個人デザイン事務所を立ち上げ、自身のブランド「Flèche de lapin」をリリースし活動を行っている。

2 被告・株式会社 Theta

被告は、2000年に設立された、アパレル、雑貨等の製造販売、モールの企画・政策・運営・インターネット上でのショッピングを行う株式会社である。

第 2 本件イラストデザインの「著作物性」の有無

本件イラストデザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つの相互に直接の関係性のないモチーフを使って一体化する形で、1つの独特の世界観を表している点に大きな特徴がある。これは思想又は感情を創作的に表現したものであり、著作物性が認められる。

また、本件イラストデザインはTシャツのデザインとして用いられているが、実用的機能を離れて見た場合に美的鑑賞の対象となり得る美的特性を有しており、著作物性は認められると考える。

第 3 被告による本件イラストデザインに係る著作権侵害行為

上記から本件イラストデザインは美術作品である。それに対し、(株)Thetaはこれを無断利用し、被告イラストデザインを制作及び、そのイラストデザインのTシャツを今年の新作と称して(株)Thetaの実店舗やオンラインショップで販売している。

本件イラストデザインの特徴である①果物のさくらんぼのモチーフで、鮮やかな色彩、またラッカーが滴るような表現をしていること、②へたで結ばれた、さくらんぼの右側が動物の頭部のモチーフであること、③左側のさくらんぼのモチーフは、キューピッドが持つような矢で射抜かれていること、などの表現が(株)Thetaが製造・販売している被告イラストデザインに、これらのデザインの本質的な特徴がすべて表れている。よって、原告作品に対しての「複製」または

「翻案」である。したがって、著作権侵害が成立する。

第4 「引用リツイート行為」による氏名表示権及び公衆送信権侵害の成否

被告は、第三者(氏名不祥者)の投稿した原告の事務所ホームページの本件イラスト写真の無断転載を含んだツイートに対し、被告会社の公式アカウントからリツイートを行った。その態様は、原告の名前を出した上で反応し、原告のマイナスイメージを世間に植えつけ、さらに多くの問い合わせや誹謗中傷電話が事務所に殺到し、一時的に仕事が出来なくなるほどの状態にさせたものであったが、この被告リツイートにより、原告の写真がネット上に拡散された。

著作権法第23条1項は「著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。」と規定されている。アパレル業界で様々なブランドを展開する大手ともいえる(株)Thetaが、「公式アカウント」でそのような「リツイート」をすれば、その情報の拡散力は非常に強いものである。このような悪意のある投稿は、いたずらに私が撮影した本件イラストデザインのTシャツ写真を無断でネット上にばらまく著作権侵害の行為である。

また、本件リツイート行為により、当該原告写真から原告の氏名表示であるサインが切除されたのは、著作者人格権である氏名表示権の侵害となる。

第5 原告の損害

上記の第2乃至第5で述べた被告の複製権(法21条)、翻案権(著作権法27条)、公衆送信権(著作権法第23条1項)、氏名表示権侵害(著作権第19条1項)、より原告が被った精神的損害、財産的損害の総額は、少なくとも金5000万円を下らない。

第6 結語

以上のとおりであるので、原告は、本件イラストデザインについて著作者の権利を有し、原告は、被告に対し、謝罪広告を求める権利(同法第115条)を有することが明らかである。

よって、①本件イラストデザインについての別紙「被告イラスト目録」記載のイラストの複製並びに翻案又は公衆送信の差止、②別紙「被告Tシャツ目録」記載の商品を廃棄、③被告会社の公式アカウントでの本件引用リツイートを削除、④金500万円の支払いと訴状送達の日から完済まで年3パーセントの割合の遅延損害金の支払い、⑤別紙「謝罪広告目録」記載の謝罪広告の掲載を求め、訴えを提起する。

以上

証 拠 方 法

- 甲第1号証 「西川世名 ホームページ・プロフィール」
- 甲第2号証 「警告書」
- 甲第3号証 「回答書」
- 甲第4号証 「原告事務所ホームページ写真」
- 甲第5号証 「ツイッター画面」
- 甲第6号証 「被告リツイート画面」

附 属 書 類

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲各号証及び写し | 各2通 |
| 3 | 資格証明書 | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |

以上

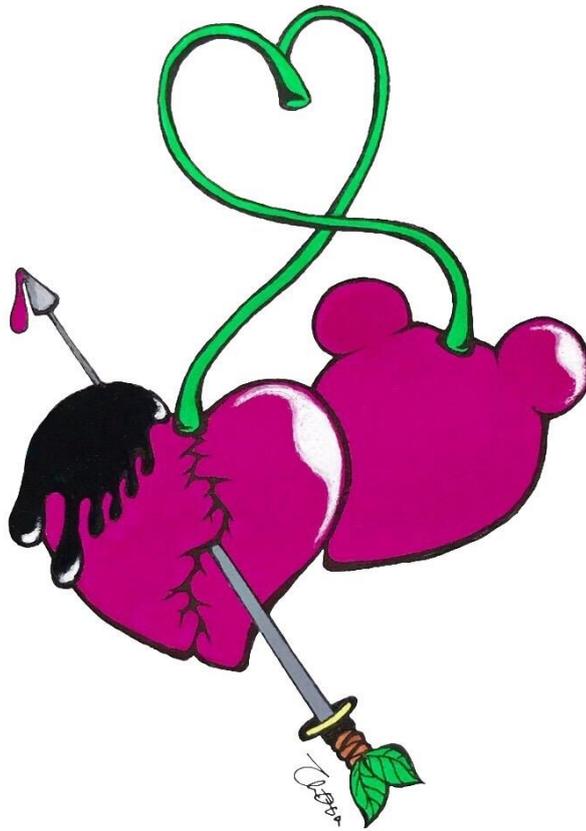
(別紙)

原告著作物目錄



(別紙)

被告イラスト目録



証拠一覧

民事訴訟では、当事者間で争いのある事実について

その事実を認定するための証拠を裁判所に提出することが必要です。

原告側の提出書証を「**甲号証**」、**被告側**の提出書証を「**乙号証**」と呼びます。

訴状別紙「原告著作物目録」

訴状別紙「被告イラスト目録」

甲号証

- 甲第1号証 「原告ホームページ・プロフィール」
- 甲第2号証 「被告会社ホームページ画像」
- 甲第3号証 「原告デザイン事務所ホームページ」
- 甲第4号証 「ツイッター・無断転載画面」
- 甲第5号証 「被告リツイート画面」
- 甲第6号証 「警告書」
- 甲第7号証 「回答書」
- 甲第8号証 陳述書（原告）
- 甲第9号証 陳述書（原告側証人・藤岡）
- 甲第10号証 「被告イラストTシャツ」

乙号証

- 乙第1号証 「会社概要」
- 乙第2号証 「株式会社 Theta・2020年秋冬 デザイン企画依頼書」

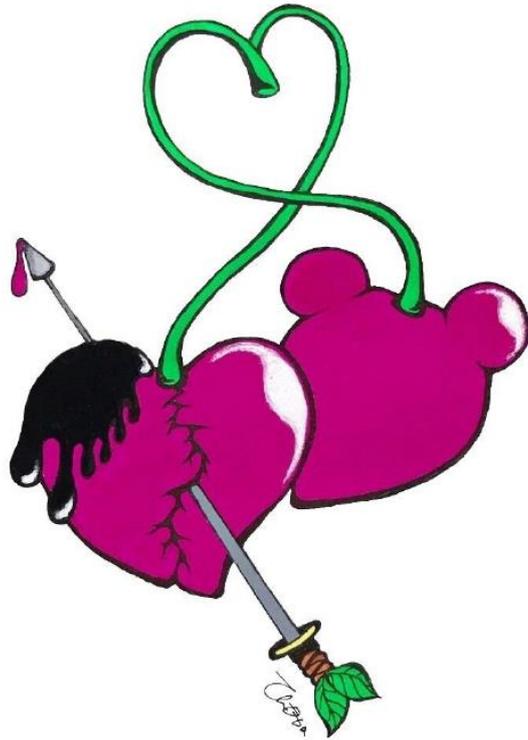
(別紙)

原告著作物目録



(別紙)

被告イラスト目録



【西川 世名 (にしかわ せな) プロフィール】

【略歴】

- 東京生まれ (1993年生まれ・27歳)
- 2012年3月 都立国山高等学校卒業
- 2012年4月 私立鼯鼠 (ムササビ) 美術大学入学
- 2015年9月 第61回 学展 全国学生アート&デザインアワード
特別奨励賞受賞
- 2016年3月 同大学卒業
- 2016年4月 株式会社アルデバラン (ゲーム制作会社) 入社
→会社に勤めながら、ファッション・イラストレーターとしても活動。
- 2018年8月 アマチュアとして日本ファッション・イラストレーター協会 (Japan Fashion Illustrator's Association: JFIA) の「JFIA Illustration Award 2018」に応募した際、銀賞 (Silver Award) を受賞。徐々にイラストレーターとしてのオファーが増える。
- 2019年3月 アルデバラン退社。個人デザイン事務所を立ち上げ、本格的にイラストレーターとしての活動は始める。
- 2019年8月 自身のデザイン・ブランド「Flèche de lapin」をリリース。
- 2020年1月 20代の女性に圧倒的人気のファッション雑誌「Bitter&Sweet」1月号に「Flèche de lapin」のTシャツデザインが掲載。新進気鋭のイラストレーターとして話題となる。

【資格】

Illustratorクリエイター能力認定試験・エキスパート
Photoshopクリエイター能力認定試験・エキスパート
DTP エキスパート
色彩検定：1級

【デザイン受賞歴】

第61回 学展 全国学生アート&デザインアワード・特別奨励賞受賞
Japan Fashion Illustrator's Association: JFIA Illustration Award2018 銀賞 (Silver Award) 受賞。

西川 世名デザイン事務所ホームページ「Flèche de lapin」より抜粋

(甲第2号証)

被告会社ホームページ画像

¥5000以上お買い上げで送料無料!!

☰ 🔍 Theta 👤 ❤️ 🛒



< >

NEW!! バッグデザインTシャツ

1,999円 (税込)

(甲第3号証)

原告デザイン事務所ホームページ画像



● ○ ○ ○ ○ ○

【New arrival】

Cherry Rabitt Logo Tee

¥ 6,800 (tax included)

▽ アイテム詳細

ツイッター・無断転載画面



被告リツイート画面



株式会社Theta @Theta20000902

...

当社の秋の新作デザインはすべて(株)Thetaが行ったオリジナル・デザインです。

西川世名氏がご自身のHPで「Flèche de lapin」と称するイラストデザインを紹介されていますが、西川氏の作品は当社とは何の関係もありません。



ショップマニア @Ou3QX1eP..

Flèche de lapinの9月リリース、秋の新作。さくらんぼとうさぎと矢。これって「theta」の今季の新作にそっくりじゃね？俺確か、この前の11月の連休で見かけたぜ？ヤヴァイ。
#盗作



274

1.2万

3.8万



警告書

令和2年11月10日

株式会社theta 御中

〒107-0062 東京都世田谷区瀬田一丁目〇〇番〇号

通知人 西川 世名

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目〇番〇号〇〇ビル10階

秀島総合法律事務所

上記通知人代理人弁護士 秀島 加姫 (主任)

同 弁護士 甲佐 あまね

同 弁護士 鈴木 拓道

同 弁護士 高久 圭悟

電話 03-5219-8888

FAX 03-5219-7777

拝啓 貴社におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当職らは、イラストデザイン事務所「*Flèche de lapin*」代表デザイナーである、西川世名氏（以下、「通知人」といいます。）からの委任を受けた弁護士ですが、貴社に対して以下の警告を致します。

貴社は、本年10月より、貴社の秋の新作デザインとして、別紙「株式会社theta・イラストデザイン目録」記載のイラストデザイン（以下、「貴社デザイン」といいます。）のTシャツを製造、貴社のホームページに掲載し、インターネットショッピングモールや、渋谷本店をはじめとする各実店舗等で販売されていますが、貴社デザインは、別紙「本件デザイン目録」記載の通知人によるデザイン（以下、「本件デザイン」といいます。）の複製もしくは翻案であり、通知人に対する著作権侵害であると考えます。

すなわち、通知人の本件デザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つの相互に直接関係性のな

いモチーフを一体化したデザインで、1つの独特の世界観を表している点に大きな特徴があります。しかも、本件デザインは、通知人のデザインブランドである「*Flèche de lapin*」を象徴するデザインとなっており、通知人のブランドとしては重要な作品となっております。

他方、貴社デザインは、①果物のさくらんぼ、②動物の頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つのコンセプトをそのまま再現しており、果汁が滴るような表現も共通していて、実質的には同一のデザイン、もしくは、本件デザインを無断利用した、翻案のデザインであると思料します。

したがって、当職らは、通知人の代理人として、貴社に対し、以下のとおりのご請求を致します。

- 1 貴社におかれましては、直ちに、貴社デザインの製造・販売を中止し、渋谷本店をはじめとする貴社の各実店舗、倉庫等にある貴社デザイン商品を廃棄することをご請求致します。。
- 2 上記1の在庫商品等の廃棄を証明する文書をご送付いただくことをご請求致します。。
- 3 貴社が10月初めから販売を開始された貴社デザインの約1か月間の本件デザインの複製・翻案に係る使用料相当損害金を少なくとも金300万円と算定しました（2020年10月1日から同年11月1日までの推定額）。したがって、本件の解決金として、上記損害金のお支払いをご請求致します。
- 4 直ちに貴社のホームページ及びインターネットショッピングモールから、貴社デザインの商品写真の削除をご請求致します。

以上、貴社には、本通知書の趣旨をご理解いただき、通知人の上記各ご請求について、可及的速やかに対応ください。上記各ご請求につき、令和2年11月20日までに、書面にて当職ら宛にご回答をいただきたく存じます。なお、上記期間内に誠意あるご対応いただけない場合には、誠に遺憾ながら、通知人は、貴社に対し、製造・販売の差止請求、デザイン使用料相当額の損害賠償請求等につき、裁判所への訴訟提起など、しかるべき法的手続をとらせていただく所存でありますので、この点をお含みおきください。

敬具

回 答 書

令和2年11月18日

西川 世名 殿

〒150-9999 東京都渋谷区神宮前金時ビル501

回答人 株式会社Theta (株式会社シータ)

上記代表者代表取締役 倉田 英弥

〒100-0005 東京都中央区銀座一丁目〇番〇号〇〇ビル3階

岩永総合法律事務所

上記回答人代理人弁護士 岩永 飛鳥 (主任)

同 弁護士 勇 早希子

同 弁護士 田倉 真弥

同 弁護士 塩月 諒大

同 弁護士 中田 大空

電 話 03-5219-8888

FAX 03-5219-7777

拝啓 貴殿におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当職らは、株式会社Theta (株式会社シータ) (以下、「回答人」といいます。) からの委任を受けた弁護士ですが、貴殿の令和2年11月10日付け「警告書」に対して、以下のとおり回答致します。

ご主張のとおり、回答人は、本年10月初めより、回答人の秋の新作デザイン (以下、「回答人デザイン」といいます。) のTシャツを製造、販売等を行っております。そして、貴殿は、上記警告書において、回答人デザインは、貴殿の本件デザインの複製もしくは翻案であり、著作権侵害であると主張されて

おりますが、回答人としては、そのような権利侵害はまったく成立しないと思料します。

すなわち、貴殿の本件デザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つのモチーフによるデザインですが、Tシャツには、さくらんぼや動物のウサギ、キューピッドの矢といったモチーフは一般的によく使われるモチーフであり、あちこちで見かける、極めて「ありふれた」デザインであります。ご主張のように著作権法で保護されるような著作物ではないと考えます。

加えて、そもそも、貴殿の本件デザインは、Tシャツ、衣服という「実用目的」の商品の柄であって、美術品と同じような扱いにはならないものです。すなわち、いわゆる「応用美術」のカテゴリーにあるものであって、純粋美術と同視し得るような特別の顕著性、美的鑑賞価値がなければ著作権法の保護の対象とならないことはご承知かと存じます。したがって、貴殿の本件デザインは、アパレル業界ではよく見かけるありふれたデザインであり、著作権法の保護対象にはならないものと思料します。

さらに、貴殿の本件デザインと回答人デザインを比較しますと、①さくらんぼのつるがハート型を描いていること、本デザインとは色彩が異なること、②動物の頭部はウサギではなく熊であること、③矢のモチーフが本件デザインが下向きである一方、回答人デザインは上向きであって、矢の根本のデザインも植物の葉をあしらい、本件デザインとは異なるデザインであること、④本件デザインにはない4つ目のモチーフとして、さくらんぼの片側がハート（心臓）のモチーフであること、⑤「*Flèche de lapin*」の文字標章はもとより組み合わせられていないこと、など、相違点が多数あります。

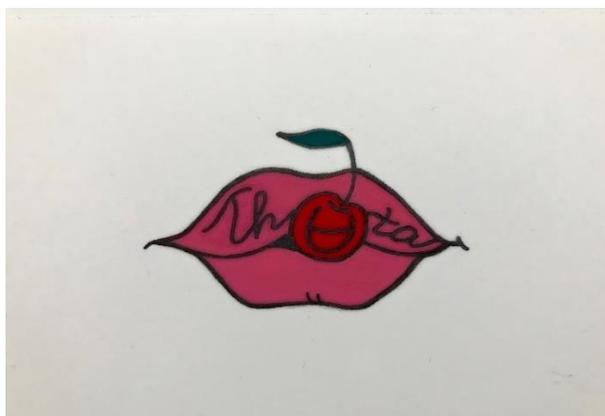
以上によりますと、回答人による貴殿に対する権利侵害などということはまったくなく、貴殿のご主張は理由がないものと思料します。

したがって、貴殿の令和2年11月10日付け「警告書」による各ご請求につきましては、回答人は、一切、応じる理由がありません。

以上、ご回答申し上げます。

敬具

【会社概要】



社名・商号	株式会社 Theta (株式会社シータ)
本社	〒150-9999 東京都渋谷区神宮前金時ビル 501 TEL 03-4731-0802 (代表)
代表取締役	倉田 英弥 (くらた ひでや)
設立	2000年9月2日
資本金	1億円
従業員	1521人 (2021年4月1日現在)
事業内容	・アパレル(紳士服、婦人服、子供服などの企画・製造・販売), 雑貨等の製造販売, インターネット上におけるショッピング・モールの企画・製作・運営・国内300店舗の展開
取引銀行	三井住友銀行, 三菱UFJ銀行
沿革	<p>2000年 本社創業, 設立, 渋谷本店開店</p> <p>2014年 インターネット販売開始</p> <p>2018年 東証マザーズ上場</p> <p>2020年 創業20周年記念</p> <p>2021年 インターネット・ショッピングモールのリニューアル</p>
企業理念	<p>～たくさんの視野角から世界をオシャレに～</p> <p>株式会社 Theta は, 2000年に創業のまだ若い企業ですが, 社名の Theta (θ) とは, ギリシャ文字の第8文字で, 数学で, 「多くの角度」を表す記号を意味します。そして今, 当社はアパレルという事業領域から, さらに様々なライフスタイルの事業領域へ。「たくさんの視野角」を持って未来を考え世界をオシャレに。IT社会の一翼を担う企業へと進化いたします。</p>

(乙第2号証「デザイン企画依頼書」)

株式会社theta・2020年秋冬 デザイン企画依頼書

イラストレーター
煌喜 ひかる 殿

(株) theta (シータ)
第二デザイン企画部 部長 遠山 拓

拝啓

貴殿におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は、当社の2020年秋冬物デザイン企画に御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

貴殿とのお打ち合わせに先立ち、当社デザイン企画部で協議しました結果、2020年秋冬物のデザイン・コンセプトがまとまりましたので、ご連絡を差し上げました。

ご多用とは存じますが、下記のデザイン・コンセプトをご検討いただきたく、これに沿った貴殿の斬新なデザイン案のご提案を心よりお待ちしております。何卒よろしくお願い致します。

敬具

記

- 1 果実の「サクランボ」のモチーフを必ずどこかに使用する。
- 2 10代、20代の若者層に人気のアニマル系モチーフを採用。
- 3 全体的に単純な明るさではなく、ビビッドな鮮やかの中に「毒」を含んだイメージ
- 4 時代を射抜くスピードを表す、「矢」のモチーフも要検討。
- 5 社名のTheta (θ) はギリシャ文字の第8文字であるが、このthetaのイメージも盛り込む。

以上

(添付資料・ご参考) サクランボ, 矢, 動物イラスト, θ文字, その他イメージ画像)

用語集

著作権

知的財産法のひとつ。民法の特別法であり、著作物を創作した者（著作者）の経済的利益を保護するための権利である。

著作物の利用形態ごとに、例えば複製権、翻案権などといった「権利の束」として構成し、これらの権利からなる総体を著作権として定義している。

「著作物」（法2条1項1号）

著作権法の保護の客体と「著作物」という。

法2条1項1号「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

「美術工芸品」・応用美術（法2条2項）

美的鑑賞性である純粋美術に対して実用性や有能性が含まれた美術のことをいう。

法2条2項「この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。」

ここでいう“美術工芸品”は「美術の著作物」の例示規定であり、実用性も兼ね備えた美的創作物（応用美術）も著作権法の保護の対象となる。

※ただし、保護の対象となるのは1条1項に規定された美的創作物と判断された場合

「複製権」（法21条）

複製権（法21条）「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」

複製とは、作品を「複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」（法2条1項15号）を示す。

翻案権（法27条）

翻案権（法27条）「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」

既存の著作物に依拠し、その本質的特徴を有したまま、新たな創作活動が加えて別の著作物である二次的著作物を創作する権利。既存の著作物への「依拠」性、原作の本質的特徴が直接感じ取れるか（「本質的特徴の直接感得」）が問われる。

※**依拠性**：著作物を制作する際に、他人の著作物に接する機会があり、これを知りながら利用すること。

同一保持権（法20条1項）

同一性保持権（法20条1項）「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」

著作人格権の中のひとつで、著作物の内容を無断で改変されないようにする権利。

氏名表示権（法19条1項）

氏名表示権（法19条1項）「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。」

著作物を公表する際に、著作者を公表するか否か又は表示を実名で行なうかペンネームで行なうか等を決定する権利。

公衆送信権（法23条1項）

著作権法23条「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」

インターネット等で著作物を公衆向けに送信することに関する権利。

リツイート

ツイッターの機能の一つ。他人のツイートを再びツイートすることで、自分のフォロワーとツイートを共有することができる。インターネット上の技術手法としては、「[インラインリンク](#)」の1つ。

関連裁判例

【眠り猫イラスト事件】

(著作権侵害差止等請求事件)

大阪地方裁判所平成31年4月18日判決・平成28年(ワ)第8552号

岡本・秀島

- X (原告・控訴人) : 動物等の水彩画を描くとともに、動物をモチーフにしたデザイン等を描いている者である。
自身で作成した原告イラストを「モジュー」のデザイナー名を使用し、「Hoimi」や「ClubT」、「UPSOLD」などのオリジナルTシャツ販売サイトにおいて、「PPOKA POKA T-SHIRT」のブランドで原告イラストが胸の辺りに付された「眠り猫」という商品名のTシャツを販売していた。
- Y (被告・被控訴人) : 「錦」のブランド名により、インターネットによって直接又は大手ショッピングモールやインターネット上に出店する量産店を通じて、自社で製造した繊維製品を販売する事業者。
被告イラストの一部が色を変えつつ描かれた半袖Tシャツ、長袖Tシャツ、ワークシャツ等の衣類及び装飾雑貨を製造し、「家紋猫」、「流水家紋猫」、「眠り猫」等の商品名で自らの通販サイトで直接又は量販店に対し、販売していた。
※被告商品やHPに記載された被告商品の写真には、原告の氏名又は原告が使用していたデザイナー名の表示はない

I 事案の概要

本件は、原告イラストをデザインした原告が、被告イラストの一部が描かれたTシャツ等を製造販売している被告に対し、被告イラストは、原告イラストを複製又は翻案したものであり、上記Tシャツ等の製造は原告の複製権または翻案権を侵害すること、上記Tシャツ等の写真を被告運営のホームページにアップロードしたのは、原告の公衆送信権を侵害すること、さらに被告が原告イラストを複製または翻案し、原告の氏名を表示することなく上記Tシャツ等を製造等したのは、原告の同一性保持権及び氏名表示権を侵害することを主張して、著作権法112条1項に基づき、被告イラストを複製、翻案または公衆送信することの差止め等並びに著作権及び著作者人格権侵害の不法行為に基づく損害賠償の支払い等を求めた事案において、被告は少なくとも過失により、原告イラストについての原告の複製権または翻案権及び公衆送信権を侵害したことになるとし、原告の請求を一部認容した事案である。

II 争点

- ① 原告イラストの著作物性
- ② 被告イラストは原告イラストを複製または翻案したものか等
- ③ 原告の同一性保持権及び氏名表示権の侵害の有無
- ④ 差止請求や謝罪文の掲載請求等の成否
- ⑤ 原告の損害額

III 裁判所の判断

一部容認、一部棄却

・争点①について

原告イラストの著作物性を認める。原告イラストの基本的輪郭は円形状ではあるが、機械的な真円ではないことから、猫がきれいに丸まっているという基本的な印象を維持しつつも柔らかく自然な印象を与えることや全体として猫の模様と雲の紋様がうまく一体化していることはありふれたものということができず、創作性を認める。また、これは原告が創作した美術の著作物を用いたTシャツを販売したに過ぎないため、被告の応用美術という主張は否認される。

・争点②について

ほとんどのイラストの共通点において、原告イラストの創作性が認められる表現上の特徴部分がみられる。他方で、相違点については全体の表現上の本質的特徴でないこと及び微差にとどまるものとするべきであり、被告イラストは原告イラストを有形的に複製したものであると認めることができる。また、被告イラストは原告イラストを見ずにデザインしたといい難いほどに酷似しており、被告イラストを作成したデザイナーが原告イラストを参照し、これに依拠してイラストを作成した事実が推認される。加えて、仮に被告が被告商品を製造販売した際に原告イラストの存在を認識していなかったとしても、被告は被告デザイナーから、原告イラストに依拠して作成された上記各被告イラストの提供を受け、これを付して、被告商品を製造販売したのであるから、被告の依拠性も認められる。

しかし、被告イラスト17~20は原告イラストの表現上の特徴との共通点が見られないため、各被告イラスト17~20は原告イラストを有形的に複製したものと認められず、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持していると認めないとした。

・争点③について

被告は、原告イラストを改変した被告イラスト1ないし3、5ないし12、15及び16を付した被告商品を製造し、被告が運営するホームページに被告商品をアップロードした上に、その際に原告の氏名や原告が使用していたデザイナー名を表示しなかったから、原告イラストについての原告の同一性保持権及び氏名表示権を侵害したものと認められる。

・争点④について

差止請求等に関して、被告が所持している商品の在庫の廃棄請求を認め、イラストに関するデータの削除請求も認めるのが相当である。

また、謝罪文の掲載請求に関しては、被告の行為態様をふまえても損害賠償に加えて、著作権法115条の信用回復等の措置を認める必要があるとはいえない。

・争点⑤について

原告の損害額は、被告の販売店に対する販売金額に、より一般的な使用料率を乗じ、さらに販売店から返品されたものについては控除して（一時的な売り上げにあたるため）、算定すべきである。使用料率は、原告デザインが使用されたのが全体的なデザインの一部としてや別のイラストの方が相当目立つ形で付されているため、商品における被告イラストの使用割合が低いことも考慮する。通常、損害賠償は販売店における小売価格を基準とするのが相当だが、本件は被告商品においては季節の変わり目などに値下げすることも鑑み、値下げして販売した場合は値下げ後の価格で算定すべきである。以上により、著作権法114条3項に基づく損害は合計122万3570円である。

また原告の著作者人格権侵害による慰謝料30万、弁護士費用15万とし、被告の著作権及び著作者人格権による原告の損害額は合計167万3570円である。

以上

【ツイッター・リツイート事件】

（発信者情報開示請求事件）

（上告審）令和2年7月21日 第三小法廷判決・平成30年（受）第1412号

（控訴審）知財高裁平成30年4月25日判決・平成28年（ネ）第10101号

（第一審）東京地裁平成28年9月15日判決・平成27年（ワ）第17928号

勇早希子 大木健瑠

1. 事件の概要

原告Xはプロの写真家であり、被告Y1はツイッターの運営会社である米国法人、被告Y2はその日本子会社である。

原告Xは、自身の著作物である写真が以下の①～③によって、その著作権（複製権、公衆送信権〔送信可能化権を含む〕、公衆伝達権）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権）が侵害されたとして、被告Y1およびY2に対して、発信者情報の開示を求めた。

- ① 氏名不詳者によって無断でアカウント（本件アカウント1）のプロフィール画像として用いられ、同アカウントのタイムラインおよびツイートに表示されたこと
- ② 氏名不詳者によって無断で画像付きツイートの一部として用いられ、そのアカウント（本件アカウント2）のタイムラインにも表示されたこと
- ③ 氏名不詳者らによって無断で上記②のツイートがリツイートされ、当該氏名不詳者らのアカウント（本件アカウント3～5）のタイムラインにも表示されたこと

2. 争点

- ・本件アカウント1及び2につき、ツイート及びタイムラインへの本件写真の表示により原告の著作権等が侵害されたことが明らかであるか

（プロバイダ責任制限法4条1項1号）

- ・原告が発信者情報の開示を受けるべき正当な理由（プロバイダ責任制限法4条1項2号）を有するか。

本件アカウント3～5によるリツイートという行為は、

- (i) 原告Xの著作権（公衆送信権）を侵害するか。
- (ii) 原告Xの著作者人格権（同一性保持権）を侵害するか。
- (iii) 原告Xの著作者人格権（氏名表示権）を侵害するか。

3. 裁判所の判断（第一審）

主文

- 1 被告米国ツイッター社は、原告に対し、別紙流通情報目録記載1及び2の各アカウントの別紙発信者情報目録（第1）記載3の各発信者情報を開示せよ。
- 2 原告の被告米国ツイッター社に対するその余の請求及び被告ツイッター ジャパンに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告米国ツイッター社の間ではこれを10分し、その1を同被告の、その余を原告の各負担とし、原告と被告ツイッタージャパンの間では全て原告の負担とする。

「1 （被告ツイッタージャパンの発信者情報保有の有無）について原告は、被告米国ツイッター社に加え、被告ツイッタージャパンに対しても発信者情報の開示を求めている。

そこで判断するに、証拠（乙19～21）及び弁論の全趣旨によれば、被告ツイッタージャパンはツイッターを運営する者ではなく、ツイッターの利用についてユーザーと契約を締結する当事者でもないと認められ、本件の関係各証拠上、同被告がユーザーの特定に関する情報を保有していることや、発信者情報を開示する権限を有していることはうかがわれない。

これに対し、原告は、原告が被告ツイッタージャパンに対して本件写真の削除を申し出たところ、現実にこれが削除されたことなどを理由に、被告ツイッタージャパンも発信者情報を保有し、又は発信者情報を開示する権限を有する旨主張する。しかし、原告の指摘する諸事情を考慮しても、被告ツイッタージャパンは本件における開示関係役務提供者（プロバイダ責任制限法4条1項）である被告米国ツイッター社の補助的な立場にあると認め得るにとどまり、被告ツイッタージャパンが開示義務を負うと認めるに足りない。したがって、原告の被告ツイッタージャパンに対する請求はいずれも理由がない。

2 （本件リツイート行為による著作権等の侵害の明白性）について

本件写真の画像が本件アカウント3～5のタイムラインに表示されるのは、本件リツイート行為により同タイムラインのURLにリンク先のURLへのインラインリンクが自動的に設定され、同URLからユーザーのパソコン等の端末に直接画像ファイルのデータが送信されるためである。すなわち、流通情報3～5の各URLに流通情報のデー

タは一切送信されず、同URLからユーザーの端末への同データの送信も行われなから、本件リツイート行為は、それ自体として上記データを送信し、又はこれを送信可能化するものでなく、公衆送信（著作権法2条1項7号の2、9号の4及び9号の5、23条1項）に当たるとはないと解すべきである。

また、このようなリツイートの仕組み上、本件リツイート行為により本件写真の画像ファイルの複製は行われなから複製権侵害は成立せず、画像ファイルの改変も行われなから同一性保持権侵害は成立しないし、本件リツイート者らから公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから氏名表示権侵害も成立しない。さらに、流通情報2（2）のURLからユーザーの端末に送信された本件写真の画像ファイルについて、本件リツイート者らがこれを更に公に伝達したことはうかがわれなから、公衆伝達権の侵害は認められなから、その他の公衆送信に該当することをいう原告の主張も根拠を欠くというほかなから。そして、以上に説示したところによれば、本件リツイート者らが本件写真の画像ファイルを著作物として利用したとは認められなから、著作権法113条6項所定のみなし侵害についても成立の前提を欠くことになる。

したがって、原告の主張する各権利ともその侵害が明らかであるということとはできない。

（2）これに対し、原告は、本件リツイート行為による流通情報2（2）のURLからクライアント・コンピューターへの本件写真の画像ファイルの送信が自動公衆送信に当たり、本件リツイート者らをその主体とみるべきであるから、本件リツイート行為が公衆送信権侵害となる旨主張する。

そこで判断するに、本件写真の画像ファイルをツイッターのサーバーに入力し、これを公衆送信し得る状態を作出したのは本件アカウント2の使用者であるから、上記送信の主体は同人であるとみるべきものである（最三小判平成23年1月18日判決・民集65巻1号121頁参照）。一方、本件リツイート者らが送信主体であると解すべき根拠として原告が挙げるものについてみるに、証拠（甲3、4）及び弁論の全趣旨によれば、ツイッターユーザーにとってリツイートは一般的な利用方法であること、本件リツイート行為により本件ツイート2は形式も内容もそのまま本件アカウント3～5の各タイムラインに表示されており、リツイートであると明示されていることが認められる。そうすると、本件リツイート行為が本件アカウント2の使用者にとって想定外の利用方法であるとは評価できないし、本件リツイート者らが本件写真を表示させることによって利益を得たとも考え難から、これらの点から本件リツイート者らが自動公衆送信の主体であるとみることはできない。

（3）原告は、また、本件アカウント2、4及び5の各保有者が自然人としては同一人物であり、又はこれらの者が共同して公衆送信権を侵害した旨主張する。しかし、そのような事実を認めるに足る証拠はない上、仮にそうであるとしても、本件アカウント4及び5について原告の権利が侵害されたことが明らかであるとはいえないのであるから、これらアカウントの発信者情報の開示請求は認められなから。

(4) 以上のとおり、原告の主張はいずれも採用できず、本件リツイート行為によって原告の著作権又は著作者人格権が侵害されたことが明らかであるとはいえないから、本件アカウント3～5についての原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

また、以上に説示したところによれば、争点(2)についても原告の主張を認めることはできず、本件アカウント1及び2のうち流通情報1(6)及び(7)並びに2(3)及び(4)についての請求も理由がないことになる。

3 争点(最新のログイン時IPアドレス等の発信者情報該当性)について

(1) 本件アカウント1における本件プロフィール画像設定行為及び本件アカウント2における本件ツイート行為2はいずれも原告の公衆送信権の侵害に当たるところ、原告は、本件アカウント1及び2につき、主位的に別紙発信者情報目録(第1)の、予備的に同(第2)の各記載1～7の情報の開示を求めている。このうち上記各目録記載1, 2, 5, 6の情報を被告米国ツイッター社が保有しているとは認められないので(前記前提事実(5)), これら情報の開示を求める原告の主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がない。他方、上記各目録記載3の電子メールアドレスについては、同被告が保有を認めているところであり、原告の同被告に対する主位的請求は理由がある。そこで、以下、上記各目録記載4及び7について検討する。

(2) まず、原告の主位的請求についてみるに、原告は最新のログイン時のIPアドレスが省令4号の「侵害情報に係るIPアドレス」に、同タイムスタンプが同7号の「侵害情報が送信された年月日及び時刻」に該当するので、プロバイダ責任制限法4条1項の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たる旨主張する。

そこで判断するに、プロバイダ責任制限法4条1項は「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は〔中略〕当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。〔中略〕)の開示を請求することができる」と定めており、これによれば、「侵害情報の発信者の特定に資する情報」であれば広く開示の対象となるとみることはできず、「当該権利の侵害に係る」ものでない場合には開示の対象とならないと解すべきである。そして、同項は、これに加えて、具体的に開示の対象となる情報は総務省令で定めるとし、省令はこれを受けて上記のとおり定めているのであるから、省令4号の「侵害情報に係るIPアドレス」には当該侵害情報の発信に関係しないものは含まれず、また、当該侵害情報の発信と無関係なタイムスタンプは同7号の「侵害情報が送信された年月日及び時刻」に当たらないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記前提事実に加え、証拠(甲3, 4)及び弁論の全趣旨によれば、本件アカウント1が開設されたのは平成25年4月1日であり、本件プロフィール画像設定行為がされたのは遅くとも平成27年1月21日であること、本件ツイート行為2がされたのは平成26年12月14日であることが認められる。なお、原告が札幌地方裁判所に本件訴えを提起したのは平成27年3月25日である。

そうすると、原告が開示を求める最新のログイン時IPアドレス等は、本件において侵害情報が発信された上記各行為と無関係であることが明らかであり、省令4号及び7号のいずれにも当たらないというべきである。したがって、別紙発信者情報目録（第1）記載4及び7についての原告の被告米国ツイッター社に対する主位的請求は理由がない。

これに対し、原告は、〔1〕ツイッターにおいてはログイン時IPアドレス等しか保存されないから、発信者の正確な特定に資するものであれば開示の対象とするべきである、〔2〕ツイッターでの情報発信にはアカウントへのログインが必要であり、そのためにはユーザーID及びパスワードが必要であるから、時間の経過にかかわらず同一アカウントにログインする者は侵害情報の発信者といえると主張するが、以上に説示したプロバイダ責任制限法及び省令の規定に照らし、原告の主張は失当と解するほかない。

原告は、さらに、省令の解釈上最新のログイン時IPアドレス等の開示が認められないのであれば省令はプロバイダ責任制限法による委任の趣旨に反し違法である旨主張する。しかし、前記（2）で判示したとおり、侵害情報の発信者の特定に資する情報であっても開示の対象とならないものがあることはプロバイダ責任制限法4条1項の規定が予定するところであって、省令の規定が同項による委任の趣旨に反するということはできない。したがって、原告の上記主張も採用することができない。

4 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の有無) について

以上に説示したところによれば、原告は本件アカウント1及び2に本件写真を表示させた者に対し著作権侵害を理由に損害賠償請求権等を行行使し得るところ、上記の者の特定に資する情報を知る手段が他にあることはいかなるわけでもないから、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、本件アカウント1及び2に対応する電子メールアドレスの開示を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、主文のとおり判決する。

上記のように、第一審は、運営会社である米国法人であるY₁に対する請求のうち、本件アカウント1・2に対応する電子メールアドレスの開示のみを認め、本件アカウント3・4・5の開示請求に対してはリツイートでは著作権・著作者人格権侵害が明らかとはいえないとして棄却。日本子会社であるY₂に関しては情報開示権限を有しないとして請求を棄却した。

このため、Xが控訴し、控訴審が開かれた。

以下、控訴審について記載する。

主 文

「1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人米国ツイッター社は、控訴人に対し、〔1〕被控訴人米国ツイッター社が運営するインターネット上の短文投稿サイト「ツイッター」(以下、「ツイッター」という。)において、別紙流通情報目録1(1)～(4)記載の各URLにアクセスしたクライアントコンピュータ・モニター画面に、同目録1(1)～(4)「表示される画像」記載の各画像が表示されるように設定した別紙アカウント目録記載アカウント1のアカウントの所有者、〔2〕ツイッターにおいて、クライアントコンピュータが、別紙流通情報目録1(5)記載のURLのウェブページにアクセスした際に、タイムラインに表示される自ら投稿した各短文投稿(以下、ツイッターにおける短文投稿を「ツイート」という。)毎に表示される自らのプロフィール画像として、同目録1(5)「表示される画像」記載の画像が表示されるように設定した別紙アカウント目録記載アカウント1のアカウントの所有者、〔3〕ツイッターにおいて、クライアントコンピュータが別紙流通情報目録2(1)記載のURLにアクセスした際に表示される、別紙ツイート目録記載ツイート1に表示される画像として、別紙流通情報目録2(1)「表示される画像」記載の画像が表示されるように設定した別紙アカウント目録記載アカウント2のアカウントの所有者、〔4〕ツイッターにおいて、別紙流通情報目録2(2)記載のURLにアクセスしたクライアントコンピュータ・モニター画面に、同目録2(2)「表示される画像」記載の画像が表示されるように設定した別紙アカウント目録記載アカウント2のアカウントの所有者、〔5〕ツイッターにおいて、クライアントコンピュータが別紙流通情報目録2(3)及び(4)記載のURLのウェブページにアクセスした際に、タイムラインに表示される別紙ツイート目録記載ツイート1に表示される画像として、別紙流通情報目録2(3)及び(4)「表示される画像」記載の画像が表示されるように設定した別紙アカウント目録記載アカウント2のアカウントの所有者、〔6〕ツイッターにおいて、クライアントコンピュータが別紙流通情報目録3～5記載の各URLのウェブページにアクセスした際に、タイムラインに、別紙流通情報目録3～5「表示される画像」記載の各画像が表示されるように設定された別紙ツイート目録記載ツイート1を、別紙流通情報目録3～5「リツイート」記載の各短文投稿として、引用形式で自ら投稿した別紙アカウント目録記載アカウント3～5の各アカウントの各所有者、の各電子メールアドレスを開示せよ。

(2) 控訴人の被控訴人米国ツイッター社に対するその余の請求及び被控訴人ツイッタージャパンに対する請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用については、第1, 2審を通じて、控訴人に生じた費用の4分の1と被控訴人米国ツイッター社に生じた費用の2分の1を被控訴人米国ツイッター社の負担とし、その余の費用はすべて控訴人の負担とする。

3 被控訴人米国ツイッター社に対し、この判決に対する上告及び上告受理申立ての付加期間を30日と定める。

3. 裁判所の判断（控訴審） 本件リツイート行為について

(i) 本件において、原告Xの写真データは、本件アカウント2による流通情報のデータのみが送信されていることから、本件における自動公衆送信の主体は、本件アカウント2の保有者であると解することができる。

また、リツイートという行為によって受け手の範囲が拡大するが、それをもって自動公衆送信の主体がリツイート者らとするのは、日本における著作権法の解釈として適切ではない。

したがって、本件アカウント3～5のリツイート者らはその主体に該当することは認めがたく、原告Xの公衆送信権を侵害したとも言い難い。

(ii) 本件において、表示される画像は著作権法2条1項1号にいう著作物であるといえることができる。リツイートをする際に、HTMLプログラムやCSSプログラム等によって、タイムライン上では元画像と縦横の大きさに差異が発生したり、一部がトリミングされて表示されたりする場合がある。本件に関して、HTMLプログラムやCSSプログラムによって位置や大きさを指定されたため、本件アカウント3～5のタイムラインに表示される画像は、本件リツイート者らによって改変されたものであるといえる。したがって、本件リツイート行為によって、原告Xの同一性保持権は侵害されているといえることができる。

(iii) 本件アカウント3～5のタイムライン上に表示されている画像には、原告Xの氏名は表示されておらず、また、HTMLプログラムやCSSプログラム等の働きによってXの氏名が表示されなくなったものと認められるため、原告Xは著作物の公衆への提供又は提示の際における著作者名を表示する権利を侵害されたといえることができる。したがって、本件リツイート行為によって、原告Xの氏名表示権は侵害されたといえることができる。」

控訴人の請求は、被控訴人米国ツイッター社に対して、電子メールアドレスの開示を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を変更することとした。

その後、ツイッターを運営する米国法人が上告人となり、上告審が開かれた。

以下、上告審について記載する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

上告代理人中島徹ほかの上告受理申立て理由第3の2について

「1 所論は、1 本件各リツイート者は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、著作権法 19 条 1 項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」をしていないし、2 本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができることから、本件各リツイート者は、本件写真につき「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」（同条 2 項）しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがあるというものである。

2(1) 所論 1 について

著作権法 19 条 1 項は、文言上その適用を、同法 21 条から 27 条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法 19 条 1 項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法 19 条 1 項の「著作物の公衆への・・・提示」に当たるといえることができる。

(2) 所論 2 について

前記事実関係等によれば、被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである(なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。)。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるということとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記

事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。

- (3) 以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものであるというべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

上告代理人中島徹ほかの上告受理申立て理由第4について

- 「1 所論は、本件各リツイート者による本件リンク画像表示データの送信については、当該データの流通それ自体によって被上告人の権利が侵害されるものではないから、プロバイダ責任制限法4条1項1号の「侵害情報の流通によって」権利が侵害されたという要件を満たさず、また、本件各リツイート者は、被上告人の権利を直接侵害する情報である画像データについては、何ら特定電気通信設備の記録媒体への記録を行っていないから、同項の「侵害情報の発信者」の要件に該当しないなどとして、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、上記の二つの要件が同時に充足されることはないのに、これらが充足されるとした原審の判断にはプロバイダ責任制限法の解釈適用の誤りがあるというものである。
- 2 前記事実関係等によれば、本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、前記第1の2(5)のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によって被上告人の権利が侵害されたものということができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者ということができる。」

以上より、上告審判決では、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、本件各リツイート者は、プロバイダ責任制限法は4条1項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項1号の「侵害情報の流通によって」被上告人の権利を侵害したものであると解し、本件上告を棄却。

以上

模擬裁判

～ファッションブランド

『*Flèche de lapin*』

T シャツイラスト事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第7期生

令3年11月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 神谷 脩輔
平成31年(ワ)第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和3年9月10日

判 決

原 告	西 川 世 名
同訴訟代理人弁護士	甲 佐 あ ま ね
同	鈴 木 拓 道
同	高 久 圭 悟
同	秀 島 加 姫
被 告	株 式 会 社 Theta
上記代表者代表取締役	倉 田 英 弥
上記訴訟代理人弁護士	勇 早 希 子
同	岩 永 飛 鳥
同	倉 田 真 弥
同	塩 月 諒 大
同	中 田 大 空

主 文

- 1 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載のイラストを翻案又は公衆送信してはならない。
- 2 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載イラストを使用した別紙「被告Tシャツ目録」記載の商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「写真の著作物目録」記載の写真に関する画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 4 被告は、原告に対し、金400万円および本件訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- 7 この判決は、第4項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告の販売する訴状別紙の被告イラスト目録のイラストを付随させたTシャツの販売の差し止め。
- 2 訴状別紙の被告イラスト目録のイラストを付随させたTシャツの在庫品の廃棄。
- 3 被告ホームページに謝罪広告文を1ヶ月、1回分掲載。
- 4 株式会社Thetaは原告に対し、著作物を侵害したとして不法行為に基づき、金500万円を損害賠償金として支払。
- 5 訴訟費用は被告の負担。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、自身のファッションブランド「*Flèche de lapin*」設立し、個人イラストレーターである原告が、訴状別紙の原告著作物目録のイラストを付随させたTシャツを製作し販売していた。一方、アパレルファッション大手企業である被告も、同時期に、訴状別紙の被告イラスト目録のイラストを付随させたTシャツを、製作し、販売していた。

原告は、被告イラスト目録のイラストは、原告著作物目録のイラストの複製権又は翻案権を侵害し、同一性保持権をも侵害する行為であり、無断転載ツイートを引用リツイートした行為は、公衆送信権及び氏名表示権の侵害であると主張して、被告に対し、上記の各請求を行う事案である。

2 争点

- (1) 本件イラストの「著作物」(2条1項1号)性の有無(争点1)
- (2) 被告による本件イラストに係る著作権侵害行為の有無(争点2)
(本件イラストの複製権侵害又は翻案権侵害の成否)
- (3) リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権の有無(争点3)
(リツイート行為の公衆送信権侵害又は氏名表示権侵害の成否)

3 当事者の主張

- (1) 争点1・本件イラストの「著作物」(2条1項1号)性の有無

【原告の主張の要旨】

ア 原告イラストデザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つの相互に直接関係性のないモチーフを使って1つの独特の世界観を表している点に特徴がある。現状はTシャツの柄として使っているが、原告イラストデザインは独創性に溢れた作品であり、法律上保護される「美術作品」である。よって原告イラストは著作物性が認められる。

【被告の主張の要旨】

ア 原告イラストは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢という3つのモチーフによるデザインであるが、これは一般的によく使われるモチーフであり、あちこちで見かける極めて「ありふれた」デザインである。そのため、著作権法で保護されるような著作物ではないといえる。

イ 加えて、原告デザインは衣服といった「実用目的」の商品の柄であり、これは「応用美術」の категорияにあるもので、ありふれたデザインであることから、著作権法の保護対象とはならない。

(2) 争点2・被告による本件イラストに係る著作権侵害行為の有無

(本件イラストの複製権侵害又は翻案権侵害の成否)

【原告の主張の要旨】

ア 原告の本件デザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つの相互に直接関係性のないモチーフを一体化したデザインで、1つの独特の世界観を表している点に大きな特徴がある。しかも、本件デザインは、原告のデザインブランドである「Flèche de lapin」を象徴するデザインであり、原告のブランドとしては重要な作品になっている。イ 一方、被告のデザインは、①果物のさくらんぼ、②動物の頭部、③キューピッドが持つような矢という3つのコンセプトをそのまま再現しているうえ、果汁が滴るような表現も共通していて、実質的には同一のデザイン、もしくは、本件デザインを無断利用した、翻案のデザインであると推認される。そのイラストデザインのTシャツを製造し、ホームページに掲載し、インターネット・。ショッピングモールや、各実店舗等で販売する行為は、原告デザインの複製もしくは翻案であり、原告に対する著作権侵害である。

【被告の主張の要旨】

ア 原告の本件デザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つのモチーフによるデザインからなるが、Tシャツには、さくらんぼや動物のウサギ、キューピッドの矢といったモチーフは一般的によく使われるモチーフであり、あちこちで見かける、極めて「ありふれた」デザインである。そのため原告のデザインは著作権法で保護されるような著作物ではない。したがって、原告固有の作品として法律で守られていると言えず、権利侵害は起きてない。

イ 仮に原告固有の作品として著作権で保護されているとしても、原告の本件デザインと被告デザインを比較すると、①さくらんぼのつるがハート型を描いていること、②原告デザインとは色彩が異なること、③動物の頭部はウサギではなく熊であること、④矢のモチーフが原告デザインが下向きである一方、被告デザインは上向きであって、矢の根本のデザインも植物の葉をあしらひ、原告デザインとは異なるデザインであること、⑤本件デザインにはない4つ目のモチーフとして、さくらんぼの片側がハート(心臓)のモチーフであること、⑥「Flèche de lapin」の文字標章はもとより組み合わせさっていないことなど、相違点が多数あり、原告デザインの複製もしくは翻案とはいえない。

(3) 争点3・リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権の有無
(リツイート行為の公衆送信権侵害又は氏名表示権侵害の成否)

【原告の主張の要旨】

ア 被告会社が行ったリツイート行為は、別アカウント (@ショップマニア) が投稿した原告の写真データを無断転載した盗作疑惑の趣旨のツイートをさらに拡散することとなり、原告の事務所に誹謗中傷の問い合わせが殺到し、通常業務に支障をきたす事態となった。

イ 被告会社が行ったリツイート行為による「公衆送信権」侵害、また、無断転載された写真では、著作権マーク・デザイナーである原告のサインがタイムライン上で閲覧出来なくなっていることから、「氏名表示権」を主張する。

【被告の主張の要旨】

ア 公式アカウントによって行ったリツイート行為は、デザインの盗作疑惑という不用意な投稿に対して、明確に反論することを目的としたものであり、無断転載された写真の拡散を助長したわけではない。

イ リツイート機能はツイッターの標準機能であり、元ツイートをそのまま転送しているだけであり、公衆送信の主体は元ツイートの投稿者である別アカウント (@ショップマニア) であり、被告会社公式アカウント者らは公衆送信の主体には該当しない。また、リツイートを行う際にこちらが意図的に著作権マーク・原告である西川さんのサインを消すための加工をしたわけではなく、リツイートによって画像の一部が表示されないのは仕方のないことである。ツイートの画像をクリックすれば著作権マーク・サインは問題なく閲覧可能であることから、氏名表示権侵害にはならない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当事者間に争いのない事実、証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

ア 当事者

原告は、私立鼯鼠 (ムササビ) 美術大学に入学し 2016 年 3 月に同大学を卒業した後、株式会社アルデバラン (ゲーム制作会社) に入社し、その後、同社を退社して、2019 年頃から本格的にファッション・イラストレーターとしても活動している。2019 年 8 月には自身のデザイン・ブランド「Flèche de lapin」をリリースした。原告は、第 61 回学展全国学生アート&デザインアワード・特別奨励賞受賞及び Japan Fashion Illustrator's Association: JFIA Illustration Award 2018 銀賞 (Silver Award) を受賞した経歴を持つ。(甲第 1 号証)

被告、株式会社 Theta は、2000 に設立されたアパレル会社で、国内 300 の店舗を展開、そのほか、インターネット上におけるショッピング・モールの企画・製作・運営を行う株式会社である。(乙第 1 号証)。

イ 原告と原告側証人の関係

原告は、私立鼯鼠（ムササビ）美術大学でのゼミにおいて、当時ゼミの先生であった原告側証人の藤岡蓮から優秀な生徒として可愛がられていた。その関係性は卒業後も続き、20 代の女性に圧倒的人気のファッション雑誌「Bitter&Sweet」の編集長となった藤岡蓮は、1 月号に原告のデザイン・ブランド「Flèche de lapin」の T シャツデザインを掲載することにした。このおかげで原告は新進気鋭のイラストレーターとして話題となる。この T シャツデザインは大学在学中にゼミにおいて発表し、藤岡蓮から賞賛を得ていたデザインであった。

ウ 原告側証人と被告側証人の関係

被告側証人の煌喜ひかるも原告と同じく私立鼯鼠（ムササビ）美術大学出身で、同じゼミに属していた。しかし、当時ゼミの先生であった原告側証人の藤岡蓮と上手くいかず、途中でゼミを抜ける形となった。このときゼミの課題制作の発表で、有名だった原告の本件デザインに接する機会があった。

2 争点 1 本件イラストの「著作物」（法 2 条 1 項 1 号）性の有無について

著作権法では、保護対象とする著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（同法 2 条 1 項 1 号）と定義している。

本件で争われる「美術の著作物」は、大きく分けて「純粋美術」と「応用美術」の 2 種類に分類されるが、「純粋美術」とは、たとえば、絵画や彫刻など、主として鑑賞を目的とするものと解されている。

他方、「応用美術」とは、純粋美術の対義語とされており、実用品との結合の美的創作物や、実用品の模様として利用される美的創作等を指し、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となる。すなわち、原告イラストは、T シャツという実用品である衣類に付されたイラストであり、応用美術の「実用品との結合の美的創作物」として著作権法上の著作物として保護の対象となるかが問題となる。

この点、原告イラストは、①サクランボ、②動物の頭、③サクランボに射抜かれるキューピッドが持つような矢、の主に 3 つ要素で構成されており、これらの各要素には相互に直接の関連性はなく、原告による独自の表現上の特徴を有するものと認められる。したがって、ありきたりな表現とはいえ、思想または感情を創作的に表現したものであると解するのが相当である。

以上により、原告イラストは、表現上の特徴を有するところ、ありふれたものとはいえ、創作性が認められるから、「美術の著作物」とであると解される。

この点、被告は原告イラストが、T シャツという衣類の量産品に付されていることから、応用美術の範疇に属し、著作権法上の保護を受けないものである旨主張するが、本件

の原告側イラストが衣類に付されているからといって、その著作物性に影響を与えるものとは解されない。

したがって、原告イラストは著作権法上の「美術の著作物」に該当するということができ、Tシャツに付された原告イラストが応用美術に属することになるとしても、原告イラストの著作物性を否定することはできない。

3 争点2 複製又は翻案の成否について

(1) 複製権侵害(法21条)の成否

まず、複製権侵害の成否について検討する。著作権法の定めるところによれば、著作者は、その著作物を複製する権利を専有するとされているが(法21条)、ここにいる著作権の「複製」とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解されている(法2条1項15号)。

本件においては、原告が原告イラストTシャツを発表する前から、被告会社とデザイン担当者であった被告側証人煌喜ひかるは、デザイン・コンセプトを固めていた。しかし、原告側証人藤岡の証言によると、本件の事実関係として、原告と被告側証人煌喜は大学において同じゼミに属し、被告側証人煌喜は原告がゼミの課題制作として発表した本件イラストの原案(色彩がモノクロのもの)に接する機会があったことが認められる。したがって、被告側証人煌喜は、同ゼミの課題制作発表の中で、原告が描いた本件イラストを見ていたことから、被告イラストの制作の際、これに依拠したことが推認される。

他方、原告イラストと被告イラストの同一性に関しては、i さくらんぼのモチーフ、ii 動物の頭部、iii 矢という3つのモチーフの構成要素は共通するものの、原告イラストが、①さくらんぼの一粒がうさぎの耳、②対となるもう一粒のさくらんぼは丸い形状、③矢はさくらんぼを下向きに突き刺している、④さくらんぼのヘタがねじれていない通常の形状、⑤さくらんぼの実は光沢感のある鮮やかな赤色であるのに対し、被告イラストは、①さくらんぼの一粒がくまの耳、②対となるもう一粒のさくらんぼはハートの形状、③矢はさくらんぼを上向きに突き刺している、④さくらんぼのヘタが8の字にねじれている、⑤さくらんぼの実はマットなピンク色であることから、多くの相違点が認められ、全体の印象は異なり、実質的同一性は否定される。したがって、被告は原告の複製権侵害は成立しないものと判断する。

(2) 翻案権侵害の成否

次に翻案権侵害についてであるが、翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう(江差追分事件最高裁判決同旨)。

本件において、原告イラストの本質的特徴部分は、①さくらんぼ、②さくらんぼの実に動物の耳、③さくらんぼが矢で射貫かれている構図、④鮮やかな暖色系の色合いにあると考えられるところ、被告イラストはこれらの特徴をすべて満たしている。

また、さくらんぼの実にハートにすることは、ファッションデザイン業界の中ではありふれた手法であるといえ、本質的特徴とはいえ、実の片方が動物の頭部であることに特徴があり、原告がウサギで被告がクマであるとしても、動物の種類までは本質的部分とは言い難い。したがって、さくらんぼの実の形状やくまとうさぎの差異、矢の向きについての相違点をもって翻案が成立しない旨の被告の主張は採用できない。

したがって、被告イラストは、原告イラストの著作物の本質的な特徴を直接感得することができ、翻案権侵害が成立する。

4 争点3 リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権侵害の有無

(リツイート行為の公衆送信権侵害(法23条1項)又は氏名表示権(法19条1項)侵害の成否) について

(1) 公衆送信権侵害の成否

まず、公衆送信権侵害の成否について検討する(著作権法第23条)。

これは公衆によって直接受信されることを目的として、著作者が著作物の送信を行うことができる権利である。

今回の事案では、原告の事務所写真データは、ネット上の氏名不詳者のアカウント(@ショップマニア)から流通情報データが送信されている。自動公衆送信の主体は、氏名不詳のアカウント(@ショップマニア)の所有者であると解することが出来る。被告会社公式アカウントによって行われたリツイートという行為によって受け手の範囲は拡大するが、それをもって自動公衆送信の主体であるとするのは、日本における著作権法の解釈として適切ではない。

したがって、被告会社公式アカウントのリツイート者らは、その主体に該当するとは認めがたく、原告の公衆送信権を侵害したとはいえない。

(2) 氏名表示権侵害の成否

次に、氏名表示権(著作権法第19条)についてだが、これは、著作者は著作物の原作品又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名又は変名を著作者名として表示し、又は表示しないこととする権利のことである。

今回の事案では、被告会社公式アカウントのタイムライン上に表示されている画像には、原告の氏名は表示されておらず、また、HTMLプログラムやCSSプログラム等の働きによって原告の氏名が表示されなくなったものと認められ、原告は著作物の公衆への提供又は提示の際における著作者名を表示する権利を侵害されたといえることができる。

したがって、本件の被告会社公式アカウントによるリツイートによって氏名表示権侵害が成立する。

5 結語

以上によれば、原告は、「本件イラスト」の著作者であり、著作権及び著作者人格権を有する。さらに被告は、原告の本件イラストの翻案行為を行ったのであり、翻案権侵害が成立する。また、被告のツイッターアカウントのタイムライン上には原告の氏名が表示されていない画像が示されているため、著作者人格権の氏名表示権を侵害しているといえる。したがって、上記の限りで、原告の請求は認められる。よって、主文のとおり判決する。

令和3年11月3日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事 88 部

裁判長裁判官 久 住 愛 美

裁判官 岡 本 花 帆

裁判官 木 口 柚 葉

＜判決文要旨＞

主 文

- 1 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載のイラストを翻案又は公衆送信してはならない。
- 2 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載イラストを使用した別紙「被告 T シャツ目録」記載の商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「写真の著作物目録」記載の写真に関する画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 4 被告は、原告に対し、金 4 0 0 万円および本件訴状送達の日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- 7 この判決は、第 4 項に限り、仮に執行することができる。

理 由

・本件の争点

- (4) 本件イラストの「著作物」(法 2 条 1 項 1 号)性の有無(争点 1)
- (5) 被告による本件イラストに係る著作権侵害行為の有無(争点 2)
(本件イラストの複製権侵害(法 21 条)又は翻案権侵害(法 27 条)の成否)
- (6) リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権の有無(争点 3)
(リツイート行為の公衆送信権侵害(法 23 条 1 項)又は氏名表示権(法 19 条 1 項)侵害の成否)

・当裁判所の判断

1. 争点 1 本件イラストの「著作物」(法 2 条 1 項 1 号)性の有無について

著作権法では、保護対象とする著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法 2 条 1 項 1 号)と定義している。

本件で争われる「美術の著作物」は、大きく分けて「純粋美術」と「応用美術」の 2 種類に分類されるが、「純粋美術」とは、たとえば、絵画や彫刻など、主として鑑賞を目的とするものと解されている。

他方、「応用美術」とは、純粋美術の対義語とされており、実用品との結合の美的創作物や、実用品の模様として利用される美的創作等を指し、「美術の著作物」に該当し得る

かが問題となる。すなわち、原告イラストは、Tシャツという実用品である衣類に付されたイラストであり、応用美術の「実用品との結合の美的創作物」として著作権法上の著作物として保護の対象となるかが問題となる。

この点、原告イラストは、①サクランボ、②動物の頭、③サクランボに射抜かれるキューピッドが持つような矢、の主に3つ要素で構成されており、これらの各要素には相互に直接の関連性はなく、原告による独自の表現上の特徴を有するものと認められる。したがって、ありきたりな表現とはいえ、思想または感情を創作的に表現したものであると解するのが相当である。

以上により、原告イラストは、表現上の特徴を有するところ、ありふれたものとはいえ、創作性が認められるから、「美術の著作物」とであると解される。

この点、被告は原告イラストが、Tシャツという衣類の量産品に付されていることから、応用美術の範疇に属し、著作権法上の保護を受けないものである旨主張するが、本件の原告件イラストが衣類に付されているからといって、その著作物性に影響を与えるものとは解されない。

したがって、原告イラストは著作権法上の「美術の著作物」に該当するということができ、Tシャツに付された原告イラストが応用美術に属することになるとしても、原告イラストの著作物性を否定することはできない。

2. 争点2 複製又は翻案の成否について

(1) 複製権侵害(法21条)の成否

まず、複製権侵害の成否について検討する。著作権法の定めるところによれば、著作者は、その著作物を複製する権利を専有するとされているが(法21条)、ここにいる著作権の「複製」とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解されている(法2条1項15号)。

本件においては、原告が原告イラストTシャツを発表する前から、被告会社とデザイン担当者であった被告側証人煌喜ひかるは、デザイン・コンセプトを固めていた。しかし、原告側証人藤岡の証言によると、本件の事実関係として、原告と被告側証人煌喜は大学において同じゼミに属し、被告側証人煌喜は原告がゼミの課題制作として発表した本件イラストの原案(色彩がモノクロのもの)に接する機会があったことが認められる。したがって、被告側証人煌喜は、同ゼミの課題制作発表の中で、原告が描いた本件イラストを見ていたことから、被告イラストの制作の際、これに依拠したことが推認される。

他方、原告イラストと被告イラストの同一性に関しては、i さくらんぼのモチーフ、ii 動物の頭部、iii 矢という3つのモチーフの構成要素は共通するものの、原告イラストが、①さくらんぼの一粒がうさぎの耳、②対となるもう一粒のさくらんぼは丸い形状、③矢はさくらんぼを下向きに突き刺している、④さくらんぼのヘタがねじれていない通常の形状、⑤さくらんぼの実は光沢感のある鮮やかな赤色であるのに対し、被告イラストは、①さくらんぼの一粒がくまの耳、②対となるもう一粒のさくら

んぼはハートの形状，③矢はさくらんぼを上向きに突き刺している，④さくらんぼのヘタが8の字にねじれている，⑤さくらんぼの実はマットなピンク色であることから，多くの相違点が認められ，全体の印象は異なり，実質的同一性は否定される。したがって，被告は原告の複製権侵害は成立しないものと判断する。

(2) 翻案権侵害の成否

次に翻案権侵害についてであるが，翻案とは，既存の著作物に依拠し，かつ，その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ，具体的表現に増減，変更等を加えて，新たに思想又は感情を創作的に表現することにより，これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう（江差追分事件最高裁判決同旨）。

本件において，原告イラストの本質的特徴部分は，①さくらんぼ，②さくらんぼの実に動物の耳，③さくらんぼが矢で射貫かれている構図，④鮮やかな暖色系の色合いにあると考えられるところ，被告イラストはこれらの特徴をすべて満たしている。

また，さくらんぼの実の形をハートにすることは，ファッションデザイン業界の中ではありふれた手法であるといえ，本質的特徴とはいえ，実の片方が動物の頭部であることに特徴があり，原告がウサギで被告がクマであるとしても，動物の種類までは本質的部分とはいえない。したがって，さくらんぼの実の形状やくまとうさぎの差異，矢の向きについての相違点をもって翻案が成立しない旨の被告の主張は採用できない。

したがって，被告イラストは，原告イラストの著作物の本質的な特徴を直接感得することができ，翻案権侵害が成立する。

3 争点3 リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権侵害の有無

(リツイート行為の公衆送信権侵害（法23条1項）又は氏名表示権（法19条1項）侵害の成否) について

(1) 公衆送信権侵害の成否

まず，公衆送信権侵害の成否について検討する(著作権法第23条)。

これは公衆によって直接受信されることを目的として，著作者が著作物の送信を行うことができる権利である。

今回の事案では，原告の事務所写真データは，ネット上の氏名不詳者のアカウント(@ショップマニア)から流通情報データが送信されている。自動公衆送信の主体は，氏名不詳のアカウント(@ショップマニア)の保有者であると解することが出来る。被告会社公式アカウントによって行われたリツイートという行為によって受け手の範囲は拡大するが，それをもって自動公衆送信の主体であるとするのは，日本における著作権法の解釈として適切ではない。

したがって，被告会社公式アカウントのリツイート者らは，その主体に該当するとは認めがたく，原告の公衆送信権を侵害したとはいえない。

(2) 氏名表示権侵害の成否

次に、氏名表示権(著作権法第19条)についてだが、これは、著作者は著作物の原作品又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名又は変名を著作者名として表示し、又は表示しないこととする権利のことである。

今回の事案では、被告会社公式アカウントのタイムライン上に表示されている画像には、原告の氏名は表示されておらず、また、HTMLプログラムやCSSプログラム等の働きによって原告の氏名が表示されなくなったものと認められ、原告は著作物の公衆への提供又は提示の際における著作者名を表示する権利を侵害されたといえることができる。

したがって、本件の被告会社公式アカウントによるリツイートによって氏名表示権侵害が成立する。

4 結語

以上によれば、原告は、「本件イラスト」の著作者であり、著作権及び著作者人格権を有する。さらに被告は、原告の本件イラストの翻案行為を行ったのであり、翻案権侵害が成立する。また、被告のツイッターアカウントのタイムライン上には原告の氏名が表示されていない画像が示されているため、著作者人格権の氏名表示権を侵害しているといえる。したがって、上記の限りで、原告の請求は認められる。よって、主文のとおり判決する。

令和3年11月3日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事88部

裁判長裁判官 久 住 愛 美

裁判官 岡 本 花 帆

裁判官 木 口 柚 葉

【担当教員より】

当ゼミナールの「2021 模擬裁判～ファッションブランド『*Flèche de lapin*』Tシャツイラスト事件～」をご視聴・ご高覧いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

著作権侵害訴訟事件を題材にした「模擬裁判」は、例年は秋の文化祭での上演を目指して当ゼミナールの恒例行事になっておりますが、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の中、オンライン模擬裁判の形式となりました。

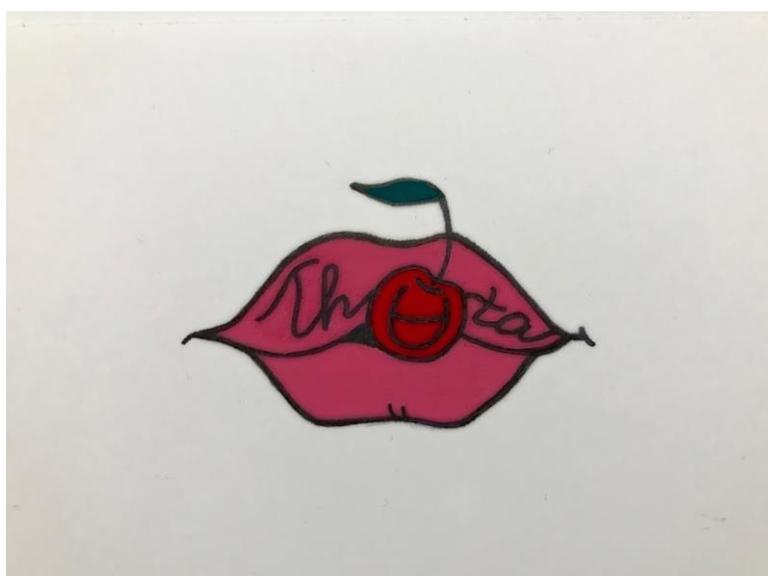
今年のテーマは、大量生産品として市場に出回るTシャツのデザインと、学生達の日常生活に浸透しているSNSのTwitterのリツイート機能に関する事件です。

様々な制約のある状況下で制作に取り組んだ「ファッションブランド『*Flèche de lapin*』Tシャツイラスト事件」は、Zoomによって法廷尋問の練習、撮影作業、動画編集等を行ったため、時間もかかり、困難な問題が山積していましたが、完成に至ったことは、ひとえにメンバーの1人1人の大変な頑張りによるものと思います。

当ゼミナールの模擬裁判は、このパンフレットの【関連裁判例】にも掲載されているとおり、2件の実際に起きた訴訟事件を題材としております。その2件の裁判例をモチーフとして、それらとはまったく別のオリジナル事件として、登場人物、団体、背景事情なども一からシナリオを起こしております。キャスト、出演者一同はもちろんのこと、脚本制作、被告企業ロゴマークのデザイン、オリジナルのTシャツのデザイン、ポスター、パンフレットの制作、進行説明のパワーポイント作成、判決の起案、そして最後の動画編集まで、すべてゼミナール研究生の手による手作り作品となっております。

至らない点多々あるかとは存じますが、是非、お楽しみいただけましたら幸いです。

担当教員 藤田 晶子



ご視聴ありがとうございました。



知的財産法藤田ゼミナール

第7期生